（法第二十二条第一項に規定する主務省令で定める事項）

第十二条　法第二十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～九　（略）

（法第二十二条第四項に規定する主務省令で定める場合）

第十二条の二　法第二十二条第四項に規定する主務省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

（法第二十二条第五項に規定する主務省令で定める場合）

第十二条の四　法第二十二条第五項に規定する主務省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

（法第二十二条第五項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案）

第十二条の五　法第二十二条第五項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

（法第二十二条第七項に規定する主務省令で定める期間）

第十三条　法第二十二条第七項に規定する主務省令で定める期間は、一月間とする。

（法第二十二条第八項に規定する主務省令で定める事項）

第十四条　法第二十二条第八項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～八　（略）

（法第二十三条に規定する主務省令で定める期間）

第十五条　法第二十三条に規定する主務省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一～三　（略）

2　（略）

（法第二十四条第一項に規定する主務省令で定める事項）

第十六条　法第二十四条第一項に規定する主務省令で定める事項は、支給量とする。

（令第十五条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項）

第二十一条　令第十五条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、第七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに負担上限月額等の算定のために必要な事項とする。

（特定費用）

第二十五条　法第二十九条第一項に規定する主務省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一～八　（略）

（法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第十二条　法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～九　（略）

（法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第十二条の二　法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

（法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第十二条の四　法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

（法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案）

第十二条の五　法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

（法第二十二条第七項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第十三条　法第二十二条第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

（法第二十二条第八項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第十四条　法第二十二条第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～八　（略）

（法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間）

第十五条　法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一～三　（略）

2　（略）

（法第二十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第十六条　法第二十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給量とする。

（令第十五条に規定する厚生労働省令で定める事項）

第二十一条　令第十五条に規定する厚生労働省令で定める事項は、第七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに負担上限月額等の算定のために必要な事項とする。

（特定費用）

第二十五条　法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一～八　（略）